

注記

I. 重要な会計方針

当年度より改定後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 10～60年

機械及び装置 8～20年

車両運搬具 4～7年

工具器具及び備品 2～20年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入しており、上水道事業特別会計は、一般会計を通じて総合事務組合に負担金を拠出しているため、退職給付引当金を計上せず、拠出時に費用処理を行っている。

(2) 賞与引当金等

職員の期末・勤勉手当及び当該手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

特記すべき事項はありません。

III. 予定貸借対照表等関連

特記すべき事項はありません。

IV. セグメント事項の開示

三郷市水道事業は、上水道事業のみを行っており単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略している。

V. 減損損失

減損の兆候はありません。

VI. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成26年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	14,043,456円
1年超	42,130,368円
計	56,173,824円

VII. 重要な後発事象

記載すべき事項はありません。

VIII. その他の注記

新会計基準移行に係る経過措置

1 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

2 みなし償却制度の廃止に伴う経過措置

平成26年3月31日における償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額については、平成26年3月31日以前に取得又は改良した資産（除却済資産を含む）で取得又は改良した資産と補助金等との対応関係が個別的に把握できる資産を除いたすべての資産を対象とした按分の方法を用いて合理的に整理している。